

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2条 削除

(許可証の書換え等)

第3条 市長は、法第9条第3項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置者から住所又は氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)の変更の届出があつたときは、許可証の書換えを行わなければならない。

2 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第5号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。

(2) 法第9条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。

(3) 法第9条の2の規定により一般廃棄物処理施設の使用停止を命じられたとき。

(4) 法第9条の2の2の規定により法第8条第1項の許可の取消しを受けたとき。

(5) 許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

(6) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る一般廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(許可証の再交付)

第4条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書(様式第2号)を市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第5条 法第9条の2の規定により一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく一般廃棄物処理施設改善措置完了届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第6条 ごみ処理施設の管理者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第4条の5第1項第14号の水質検査及びばい煙に関する検査並びに引出灰の熱しゃく減量に関する検査を月1回以上、同号の機能検査を年1回以上実施し、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 し尿処理施設の管理者は、省令第4条の5第2項第12号の水質検査を月1回以上、機能検査を年1回以上実施し、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

3 一般廃棄物最終処分場の管理者は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年/総理府/厚生省/令第1号)第1条第2項第10号の水質検査を年4回以上実施し、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(精密機能検査)

第7条 一般廃棄物処理施設の管理者は、省令第5条の規定により、精密機能検査を3年に1回以上実施し、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(分析証明書の保有)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい及びダスト類に限る。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。

(1) 当該産業廃棄物の水素イオン濃度指数

(2) 油分の含有量及び溶出量(廃油を除く。)

(3) 有害産業廃棄物(有害物質(カドミウム、シアン、有機リン化合物、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及び1・4-ジオキサンをいう。以下同じ。))が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令(昭和48年総理府令第5号。以下「有害判定基準」という。)に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。)を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあつては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

ア カドミウム、シアン、鉛、六価クロム、ひ素、水銀、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、セレン及び1・4-ジオキサン 当該産業廃棄物中の含有量及び当該含有量では有害判定基準を超えるおそれがある場合にあっては、有害判定基準に定める方法による検出値

イ 有機リン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及び1・4-ジオキサン 有害判定基準に定める方法による検出値

2 前項の分析証明書は、処理の日前6月以内に、計量法(平成4年法律第51号)第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者が作成したものとする。ただし、当該産業廃棄物の発生に至る工程又は当該産業廃棄物の処分方法を変更した場合には、その変更の都度作成したものとする。

(産業廃棄物の委託等の方法)

第9条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、前条第1項の分析証明書又はその写しを、委託しようとする者に交付しなければならない。

(報告のための帳簿)

第10条 事業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第6条の4に規定する事業者及び法第12条の2第14項に規定する事業者を除く。)は、省令第8条の5第1項第2号の表の上欄の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

2 前項の帳簿の取扱いについては、省令第2条の5第2項及び第3項の例によるものとする。

(再生利用業の個別指定の申請等)

第11条 省令第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する再生利用業の個別の指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 取引関係を記載した書類
- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (5) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (6) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- (8) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類

3 市長は、第1項の申請に基づき省令第9条第2号及び第10条の3第2号の規定による指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(様式第4号の2。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

4 前項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(再生利用業の変更の申請等)

第11条の2 再生利用個別指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、その産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更指定申請書(様式第4号の3)を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

3 再生利用個別指定業者は、次の事項に掲げる事項を変更しようとするときは、再生利用個別指定業変更届出書(様式第4号の4)を市長に提出しなければならない。

(再生利用業の廃止の届出)

第11条の3 再生利用個別指定業者は、その産業廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書(様式第4号の5)を市長に提出しなければならない。

(指定証の再交付)

第11条の4 再生利用個別指定業者は、指定証を紛失し、又は破損したときは、再生利用個別指定業指定証再交付申請書(様式第4号の6)を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

(指定証の書換え、返納等)

第11条の5 再生利用個別指定業者は、第11条の2第3項の規定により再生利用個別指定の変更の届出をするとき又は第11条の3の規定により再生利用個別指定の事業の一部廃止の届出をするときは、併せて指定証を提出し、その書換えを受けなければならない。

2 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の指定証、第2号の場合は当該変更に係る指定を受ける前の指定証、第6号の場合は再交付を受ける前の指定証)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により指定証の書換えを受けたとき。
- (2) 第11条の2第1項の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の変更に係る指定を受けたとき。
- (3) 指定証に記載された指定の有効期間を満了したとき。
- (4) 第11条の3の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の全部を廃止したとき。

(5) 再生利用個別指定の取消しを受けたとき。

(6) 前条の規定により、指定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により指定証の再交付を受けた場合は、紛失した指定証を発見したとき。

(指定を受けた者の責務等)

第11条の6 再生利用個別指定業者は、毎年6月30日以前の1年間に於ける産業廃棄物の処分に關し、当該産業廃棄物の種類ごとに処分量等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する報告書の取扱いについては、岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例施行規則(平成15年市規則第7号)第14条第1項の例によるものとする。

(産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第12条 法第14条の2第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の種類(中間処理及び最終処分)の拡大
- (4) 許可条件の変更

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

第13条 法第14条第1項若しくは第4項又は第14条の2第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、産業廃棄物処理業休止届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、産業廃棄物処理業再開届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

第14条 削除

(許可証の書換え、返納等)

第15条 産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、許可証の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所又は主たる事務所の所在地の変更
- (2) 氏名又は名称及び法人に於ては、その代表者の氏名の変更
- (3) 取り扱う産業廃棄物及び産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 産業廃棄物処理業の一部の取消し

2 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号)の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第8号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)。
- (5) 法第14条の3の規定により産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられたとき(産業廃棄物処理業の許可の一部の停止を命じられたときを除く。)。
- (6) 法第14条の3の2の規定により産業廃棄物処理業の許可の取消しを受けたとき(産業廃棄物処理業の許可の一部の取消しを受けたときを除く。)。
- (7) 第13条第1項の規定により産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)。
- (8) 前条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
- (2) 前項第7号の規定により許可証を返納した者が、第13条第2項の規定により産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第16条 産業廃棄物処理業者は、省令第10条の2又は第10条の6に規定する許可証を紛失し、又は破損したときは、産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第8号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第17条 削除

(特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第18条 法第14条の5第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の種類(中間処理及び最終処分)の拡大
- (4) 許可条件の変更

(特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出)

第19条 法第14条の4第1項若しくは第4項又は第14条の5第1項の許可を受けた者(以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、特別管理産業廃棄物処理業休止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、特別管理産業廃棄物処理業再開届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

第20条 削除

(許可証の書換え、返納等)

第21条 市長は、特別管理産業廃棄物処理業者から次に掲げる事項の変更の届出があったときは、許可証の書換えを行わなければならない。

- (1) 住所又は主たる事務所の所在地の変更
- (2) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名の変更
- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 産業廃棄物処理業の一部の取消し

2 特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第8号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の5第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)
- (5) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定により特別管理産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられたとき(特別管理産業廃棄物処理業の許可の一部の停止を命じられたときを除く。)
- (6) 法第14条の6において準用する法第14条の3の2の規定により特別管理産業廃棄物処理業の許可の取消しを受けたとき(特別管理産業廃棄物処理業の許可の一部の取消しを受けたときを除く。)
- (7) 第19条第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(特別管理産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)
- (8) 前条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が満了したとき。
- (2) 前項第7号の規定により許可証を返納した者が、第19条第2項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第22条 特別管理産業廃棄物処理業者は、省令第10条の14又は第10条の18に規定する許可証を紛失し、又は破損したときは、特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書(様式第13号)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第23条 削除

(許可証の書換え、返納等)

第24条 市長は、法第15条の2の6第3項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置者から住所又は氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)の変更の届出があったときは、許可証の書換えを行わなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第5号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第15条の2の7の規定により産業廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたとき。
- (4) 法第15条の3の規定により産業廃棄物処理施設の許可の取消しを受けたとき。
- (5) 許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- (6) 産業廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者の産業廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(許可証の再交付)

第25条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書(様式第15号)を市長に申請し、許可証の再交付を受けなければならない。

(産業廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第26条 法第15条の2の7の規定により産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく産業廃棄物処理施設改善措置完了届(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

第27条 削除

(最終処分場の台帳の閲覧)

第28条 法第19条の11第1項の規定による台帳(様式第18号。以下この条において「届出台帳」という。)の閲覧をしようとする者は、様式第19号による廃棄物最終処分場届出台帳閲覧請求書を市長に提出しなければならない。

2 届出台帳の閲覧場所は、産業廃棄物対策課内とする。

3 届出台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

4 次に掲げる日には、届出台帳を閲覧することができない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

5 市長は、必要があると認めるときは、第3項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、届出台帳の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

(1) 届出台帳を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある者

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者

(3) 係員の指示に従わない者

附 則

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に岡山県知事若しくは岡山県の保健所長のした許可等の処分その他の行為又はこの規則の施行の際現に岡山県知事若しくは岡山県の保健所長に対して行っている許可の申請その他の行為で、この規則の施行日以後において岡山市長若しくは岡山市の保健所長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、岡山市長若しくは岡山市の保健所長のした許可等の処分その他の行為又は岡山市長若しくは岡山市の保健所長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

附 則(平成10年市規則第116号)

1 この規則は、平成10年9月21日から施行する。

2 この規則による改正前の第11条第2項の規定による再生利用の指定を受けている者は、平成15年9月20日までは、改正後の規則第11条第1項の指定を受けているものとみなす。

附 則(平成12年市規則第191号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成15年市規則第7号)抄

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年市規則第281号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市規則第71号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年市規則第106号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年市規則第162号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則(平成26年市規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年市規則第65号)

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

様式第1号 削除

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

一般廃棄物処理施設
設置
変更 許可証再交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、その名
称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名〕

電話番号() -

一般廃棄物処理施設設置許可証を紛失(破損)したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第4条の規定により、再交付を申請します。

紛失(破損)した許可証の番号	第 号
紛失(破損)した許可証の 許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けている処理施設の種類	
許可を受けている産業廃棄物の種類	
再 交 付 申 請 の 理 由	

(添付書類) 産業廃棄物処理施設設置許可証(破損の場合に限る。)

様式第3号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)

一般廃棄物処理施設
改善措置完了届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名
称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名〕

電話番号() -

一般廃棄物処理施設の改善措置を完了したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

処 理 施 設 の 種 類	
設 置 年 月 日	年 月 日
改 善 措 置 完 了 年 月 日	年 月 日
改 善 措 置 の 内 容	
技 術 管 理 者 の 職 及 び 氏 名	

[様式第4号\(第11条関係\)](#)

様式第4号(第11条関係)

再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を次のとおり申請します。

事業の範囲	再生利用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び施設の概要	
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地	
	再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		

担当者名	
連絡先	電話

様式第4号の2(第11条関係)

第	号
再生利用個別指定業指定証	
住 所	
氏 名	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用個別指定業の指定を受けたものであることを証明する。	
年 月 日	
岡山市長	
印	
1 指 定 年 月 日	
2 指定の有効期限	
3 指 定 番 号	
4 事 業 の 範 囲	
(1)再生活用及び再生輸送の別	
(2)取り扱う産業廃棄物の種類	
5 再生利用の方法	
6 取 引 関 係	

[様式第4号の3\(第11条の2関係\)](#)

様式第4号の3(第11条の2関係)

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の2第1項の規定により、再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指 定 年 月 日			
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 再 生 利 用 の 方 法			
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日			

担当者名	
連絡先	電話

[様式第4号の4\(第11条の2関係\)](#)

様式第4号の4(第11条の2関係)

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の2第3項の規定により、再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
取 引 関 係		

[様式第4号の5\(第11条の3関係\)](#)

様式第4号の5(第11条の3関係)

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の3の規定により、再生利用個別指定業の(全部・一部)の廃止について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
全 部 の 変 更 年 月 日 一 部	
廃止した事業の範囲	

[様式第4号の6\(第11条の4関係\)](#)

様式第4号の6(第11条の4関係)

再生利用個別指定業指定証再交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条の4の規定により、再生利用個別指定業指定証の再交付について、次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別
	取り扱う産業廃棄物の種類
再 交 付 申 請 の 理 由	

[様式第5号\(第13条関係\)](#)

様式第5号(第13条関係)

産業廃棄物処理業休止届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名
称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

電話番号() -

産業廃棄物処理業の全部(一部)を休止したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可 内容	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
休止 内容 等	休 止 内 容	
	休 止 年 月 日	年 月 日
	休 止 理 由	
	再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
	契約事業所及び産業廃棄物処理業者に対する措置内容	

[様式第6号\(第13条関係\)](#)

様式第6号(第13条関係)

産業廃棄物処理業再開届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号() -

産業廃棄物処理業の全部(一部)を再開したいので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可内容	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
再開内容等	再 開 内 容	
	再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
	再 開 理 由	
	休 止 年 月 日	年 月 日

様式第7号 削除

様式第8号(第16条関係)

様式第8号(第16条関係)

産業廃棄物処理業
許可証再交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名
称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名〕

電話番号() -

産業廃棄物処理業許可証を紛失(破損)したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条の規定により、再交付を申請します。

紛失(破損)した許可証の番号	第 号
紛失(破損)した許可証の 許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けている処理業の種類	
許可を受けている廃棄物の種類	
再 交 付 申 請 の 理 由	

(添付書類) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証(破損の場合に限る。)

様式第9号 削除

[様式第10号\(第19条関係\)](#)

様式第10号(第19条関係)

特別管理産業廃棄物処理業休止届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、その名
称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

電話番号() -

特別管理産業廃棄物処理業の全部(一部)を休止したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許 可 内 容	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
休 止 内 容 等	休 止 内 容	
	休 止 年 月 日	年 月 日
	休 止 理 由	
	再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
	契約事業所及び産業廃棄物処理業者に対する措置内容	

[様式第11号\(第19条関係\)](#)

様式第11号(第19条関係)

特別管理産業廃棄物処理業再開届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名
称、主たる事務所の所在地
及び代表者の氏名)

電話番号() -

特別管理産業廃棄物処理業の全部(一部)を再開したいので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可内容	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
再開内容等	再 開 内 容	
	再 開 予 定 年 月 日	年 月 日
	再 開 理 由	
	休 止 年 月 日	年 月 日

様式第12号 削除

[様式第13号\(第22条関係\)](#)

様式第13号(第22条関係)

特別管理産業廃棄物
処理業許可証再交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名)

電話番号() -

特別管理産業廃棄物処理業許可証を紛失(破損)したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第22条の規定により、再交付を申請します。

紛失(破損)した許可証の番号	第 号
紛失(破損)した許可証の 許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けている処理業の種類	
許可を受けている廃棄物の種類	
再 交 付 申 請 の 理 由	

(添付書類) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業許可証(破損の場合に限る。)

様式第14号 削除

[様式第15号\(第25条関係\)](#)

様式第15号(第25条関係)

産業廃棄物処理施設
設置許可証再交付申請書
変更

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所
氏名

〔法人にあっては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号() -

産業廃棄物処理施設設置許可証を紛失(破損)したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第25条の規定により、再交付を申請します。

紛失(破損)した許可証の番号	第 号
紛失(破損)した許可証の 許 可 年 月 日	年 月 日
許可を受けている処理施設の種類	
許可を受けている産業廃棄物の種類	
再 交 付 申 請 の 理 由	

(添付書類) 産業廃棄物処理施設設置許可証(破損の場合に限る。)

[様式第16号\(第26条関係\)](#)

様式第16号(第26条関係)

産業廃棄物処理施設改善措置完了届

年 月 日

岡山市長 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号() -

産業廃棄物処理施設の改善措置を完了したので、岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

処 理 施 設 の 種 類	
設 置 年 月 日	年 月 日
改 善 措 置 完 了 年 月 日	年 月 日
改 善 措 置 の 内 容	
技 術 管 理 者 の 職 及 び 氏 名	

様式第17号 削除

[様式第18号\(法第28条関係\)](#)

様式第18号(法第28条関係)

最終処分場届出台帳

施設設置者 〔法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名〕	氏名	
	住所	
施設の閉鎖までの間の管理予定者及びその連絡先	管理予定者	
	連絡先	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	(許可・届出)	年 月 日 第 号
設置場所		
最終処分場の種類		
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地面積	m ²
	埋立ての深さ	m
	覆土の厚さ	m
埋立て処分の方法		
埋立て処分開始年月日	年	月 日
埋立て処分終了年月日	年	月 日

埋め立てた廃棄物の 種類及び量	廃棄物の種類	量(t)
図面 (別添のとおり)	1 埋立て終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該施設の周辺の地図	
届出台帳調製年月日	年 月 日	

様式第19号(第28条関係)

廃棄物最終処分場届出台帳閲覧請求書

年 月 日

岡山市長 様

請求者住所

氏名



電話番号() -

廃棄物の最終処分場届出台帳を閲覧したいので、岡山廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第28条第1項の規定により、次のとおり請求します。

閲覧に係る 最終処分場	所在地	
	設置者	
	施設の種類	
閲覧目的		
閲覧日時	年 月 日 時 分	